

労働者派遣法に基づくマージン率の情報提供

株式会社北九ライン

1.労働派遣の実績（対象令和6年12月～令和7年11月）

派遣労働者の数（月平均）	32 人
派遣先数（対象期間における実績）	5 社
労働者派遣に関する料金の平均額（1日8時間あたりの換算）	17108円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの換算）	10159円
マージン率	40.61%
労働者派遣法30条 第1項の労使協定の締結の有無	有
労働者派遣法30条 第1項の労使協定の期間	令和7年12月1日～ 令和8年11月30日
労働者派遣法30条 第1項の労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての従業員

2.教育訓練に関する事項（キャリア形成支援制度に関する事項）

教育訓練の種類	対象	実施方法
当社における一般OA研修	新規採用	費用は当社負担
	就業中の者	賃金は有給
フォークリフト	就業中の者	費用は一部本人負担
		賃金は無給
中型免許	就業中の者	費用は一部本人負担
		賃金は無給

3.キャリアコンサルティング相談窓口の連絡先

取締役	岡慶三	093-967-6574
-----	-----	--------------

4.マージン率に含まれる費用

マージンは派遣先から弊社に支払われる派遣料金からスタッフに給料を支給した

残りの額であり、これが派遣料に占める割合をマージン率といいます。

★マージン率から支出する費用には、

①法定福利費用（健康保険、厚生年金保険等）、労働保険（雇用保険）の事業主負担分の費用

②交通費の実費費用

③派遣スタッフの年次有給休暇取得時の賃金

④派遣スタッフの健康診断（一般検診、生活習慣病予防検診、ストレスチェック等）の費用

⑤派遣スタッフ募集の費用（求人広告を掲載する費用）

⑥スタッフ管理費用（雇用管理、スキルアップ教育費用、登録受付など就業に係る管理費用

⑦事業運営費用（事業許可維持の手続き費用、社員人件費、オフィス賃貸料、通信料など